

令和 8 年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)

に係るプロポーザル実施要領

1. 趣旨

本市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業交付金)」(以下「交付金」という)を活用して、地域脱炭素施策の一環として、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めている。

その一環として、令和8年度に、水質管理センター中部浄化センターへの太陽光発電設備の導入と導入した設備の保守・維持管理に係る事業を、実施するものである。

実施にあたっては、価格のみではなく優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により審査を行います。審査の結果、最も優れている提案を行った事業者(以下「最優秀提案者」という)は、市と協定を結んだうえで協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。

なお、本プロポーザルは、本事業を実施する事業者を解除条件付きで公募するものであり、本事業が実施できなくなった場合は、提案を募集したことにとどまり事業化されないこととなる。

2. 業務の概要

- (1) 業務名： 令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)
- (2) 業務の目的： 大和市水質管理センター中部浄化センターにシリコン太陽光発電設備をリース方式により導入し、保守及び維持管理を行う。
- (3) 業務内容： 別添「仕様書」のとおり。
- (4) 履行期間： 協定締結日から、リース期間終了後の全設備無償譲渡完了日までとする。
なお、リース期間は、リース料支払い開始月から 60 か月間とする。

3. 事業費

(1) 事業費の算出

事業費は、設備の導入に必要な経費の他、維持管理に必要な経費を含むものとし、事業者が適切に積算するものとする。

(2) 国による交付金と市から交付する補助金について

本事業では、設備の導入に必要な経費のうち交付金の交付対象経費について、交付金の間接交付として市補助金に充当する。設備導入完了時に、導入費用を対象として、市から事業者に補助金を交付する。

補助金及び国の交付金の要領等に示されている対象経費、交付要件、補助率、補助額をよく確認した上で、事業費の内訳と併せて補助金額を算出し、提案を行うこと。

交付対象経費及び充当率は、交付金の実施要領別紙 2 の2ア(ア)と別表第 1、および市補助金交付要綱の別表第 1 の「区分7 太陽光発電設備(庁舎等)」のとおりとする。交付金及び補助金の要綱・要領等については、それぞれ以下のページを確認すること。

【国】 <https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2>

【市】 https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/24/K06_R8youkou.pdf

(3)消費税等

消費税等については、環境省大臣官房会計課長通知「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」(環境会発第24012510号。令和6年1月25日改正。)のとおりとする。

<https://www.env.go.jp/content/000194953.pdf>

4. 提案上限額

(1) 提案上限額は、以下に示す補助金とリース料の合計額とする。

①補助金： 30,000,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含まず)

②リース料(①補助金控除後)： 33.415,000 円以内 (消費税及び地方消費税を含む)

(2) 提案上限額は、本市の債務負担行為予算の上限額を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

5. 候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者1者以上で実施する。

6. 評価委員会の設置

候補者選定に係る評価を実施するため、大和市公共施設太陽光発電設備賃貸借事業に係るプロポーザル評価委員会設置要領に基づき、評価委員会を設置する。

7. 候補者決定までの流れ

申し込みから契約までの流れは次のとおりとする。

(1) 参加申し込み

プロポーザルへの参加を申し込む者(以下、「参加申込者」という。)は、指定期日までに市に参加申込を行なう。

(2) 参加資格の審査

市は受け付けた申込書等の審査を行い、参加資格の有無を参加申込者へ通知する。

(3) 技術提案者等の提出

市から参加資格有の通知を受けた者(以下、「参加者」という。)は技術提案書等を提出する。

(4) プレゼンテーションの実施

参加者は技術提案書等に基づきプレゼンテーションを行い、評価委員会の評価を受ける。

(5) 評価委員会による選定

市は、評価委員会による評価に基づき、「最優秀提案者」と「次点提案者」として選定する。

(6) 協定の締結

市は、「最優秀提案者」と協定を締結し、仕様書等の協議を開始する。なお、期間内に「最優秀提案者」と協議が整わない場合は、「次点提案者」と協議を開始する。

(7) 仕様書等の協議

市と最優秀提案者で協議を行い、仕様書等を作成する。

(8) 契約の締結

市と最優秀提案者は、作成した仕様書等に基づき、契約を締結する。

8. 参加者の募集方法

本要領等の公表については、環境総務課ホームページへの募集掲載と「かながわ電子入札共同システム入札情報サービス」の「インフォメーション」への環境総務課ホームページ URL の掲載により行う。

9. 資格要件

単独企業による参加の場合は、次の(1)から(12)の要件全てを満たすこと。

また、複数企業の共同提案による参加の場合は、(13)の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
- (3) 大和市入札参加者名簿に営業種目「900 物件の借入れ」で登録された者であること。又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。
- (4) 参加申込書等の提出期限から契約締結日までの期間において、大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 2年以内に銀行または手形交換所の取引停止処分を受けている者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者のうち、当該手続開始の決定後、(1)による競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていない者であること。
- (8) 大和市暴力団排除条例(平成 23 年大和市条例第 4 号)に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (10) 評価委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織でないこと。また、これらの組織に属していないこと。
- (11) 令和3年度から令和7年度までの期間において、公共施設ないし民間施設への屋根置き太陽光導入の受注実績を、1件以上有すること。
- (12) 本業務を実施する体制の中に、次の資格を有する者を含めること。
 - ① 一級建築士
 - ② 電気主任技術者(第三種以上)
- (13) 共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 代表構成員が申込者であり、かつ上記(3)の要件を満たしていること。
- ② 構成員が、単独企業として参加申し込みしていないこと。
- ③ 構成員の全てが、上記(1)、(2)、(4)～(10)の要件を満たしていること。
- ④ 上記(11)及び(12)の要件については、1者以上が要件を満たしていること。

10. 提供資料等

次の資料を、PDFファイル方式にて提供する。

- ・建築図面(施設配置図、平面図、立面図、構造計算書等)
- ・電気図面

上記資料の現物の閲覧を希望する場合や、その他の資料の閲覧、現地調査等を必要とする場合は、事務局に連絡すること。

11. 質問・回答

(1) 質問の提出方法

質問のある場合は、下記の環境総務課ホームページより質問票をダウンロードし、必要事項を記載し、電子メールに添付して環境総務課(ems@city.yamato.lg.jp)宛に送信すること。なお、メールの件名は「大和市公共施設太陽光発電設備貸借事業に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/24/kankyo/keikaku_hoshin/jyu/25747.html

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)17時まで。

(3) 回答方法

質問に対する回答は令和8年5月20日(水)17時までに、上記ホームページで質問と共に公開する。なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質問については、回答を行わないものとする。

12. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、次のとおり書類を持参又は郵送・宅配により提出するものとする。

① 提出書類(共同提案の場合は代表構成員があわせて提出を行うこと。):

ア プロポーザル参加申込書

(単独企業の場合:様式第1-1号。複数企業の場合:様式第1-2号)

イ 会社概要

(様式第2号。共同提案の場合は構成員ごとに作成)

ウ 「7. 資格要件」(11)の実績を確認できる書類

(契約書や第三者によるニュースリリース等)

エ 誓約書

(様式第3号。共同提案の場合は構成員ごとに作成)

- ② 提出部数： 1部
 - ③ 提出場所： 大和市環境共生部環境総務課地球環境係
 - ④ 提出期限： 令和8年5月22日(金)必着(ただし、土日祝日を除く9時から17時まで)
- (2) 申込書類の変更について
提出後に内容の変更が生じた場合は、プロポーザル参加申込書記載事項変更届け出書(様式第1-3号)を速やかに市に提出すること。
- (3) 資格審査
市は、受け付けた参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査する。
資格審査の結果について、令和8年5月29日(金)17時までに、参加資格確認結果通知書(様式第4号)で参加希望者にメール及び文書の発送により通知する。
参加希望者はこの決定について、通知日の翌日から起算して3開庁日以内に、市に説明を求めることができる。
- (4) 参加を辞退する場合
参加申込をした者又は参加者が参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届出書(様式第5号)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、技術提案書提出締切日の17時までに環境総務課まで持参又は郵送・宅配により提出すること。

13. 技術提案について

(1) 技術提案書等の作成

参加者は「令和8年度大和市公共施設太陽光発電設備導入賃貸借(債務負担行為)仕様書」及び「10. 提供資料等」に基づき、次のとおり技術提案書等を作成し、提出すること。なお、本事業は国の交付金を活用した事業であるため、交付金の要綱等における交付対象要件等を考慮した提案とすること。

① 技術提案書等の構成

名称	様式	記載内容・方法
実施施設一覧	様式6-1号	今回実施施設につき、リース料(交付金控除前)、交付金額、リース料(交付金控除後)等を試算すること。
技術提案書	任意様式	記載する順番及び記載内容は、下記「②提案内容」のとおりとすること。
見積書	任意様式	技術提案書の内容を実施するための費用について、「4. 提案上限額」の限度内で作成すること。内訳として、「4. (1)」の「①交付金の間接交付額」と、「②リース料(交付金控除後)」を明記すること。なお、消費税等を含む金額を明記するとともに、消費税等を含まない金額と消費税等の金額も明記すること。

② 提案内容

No	提案事項	記載内容・方法等
1	導入する太陽光発電設備の内容	導入する容量、配置がわかる図面、設置方法、耐荷重、積載荷重、見込まれる年間発電量等を、示すこと。
2	見積額(補助金の対象経費と対象外経費)	様式第6-1号に記載した見積額について、交付金の対象経費と対象外経費の内訳を示すこと。
3	補助金額	補助対象経費に基づく補助金額を、示すこと。
4	リース料金(交付金控除前と交付金控除後)	各施設の年度ごとの支払額とリース期間中の総額を、交付金控除前と交付金控除後について、示すこと。様式第6-1号に入力した額と一致するようにすること。なお、リース期間は60か月とすること。
5	市一般財源 17 年間支出総額	様式第6-1号の「(2)事業効果試算」において、「(c) リース料(交付金控除後・5年間総額) (円)」や「(g) 太陽光発電に伴う年間電力費削減(円)」等に基づいて算出された、太陽光発電設備の法定耐用年数である17年間の市の一般財源の削減効果を、分かりやすく示すこと。
6	本事業と類似する事業の実績	官民間問わず、本事業と類似する事業の実績について、実施規模、工事内容、契約先等を示すこと。
7	実施体制	設置工事期間中及びリース期間中の体制、役割分担、担当者、担当者の保有する資格などを示すこと。
8	機器や部材の調達方法	入荷不能等、機器や部材の調達による工期遅れが生じないように取る体制やこれまでに実施した工夫等を示すこと。
9	工事スケジュール	年度内に交付金の交付までを完了するため、1 月末までには工事を完了し、2 月に完了検査及び完成検査を終える必要があることを踏まえ、スケジュールを策定すること。
10	保守および故障時等の対応	リース期間中の保守や、機器の不具合が発生した場合の対応方法(現地確認までの時間や故障の際のサポート体制など)などを示すこと。
11	市内事業者活用の考え方	設置工事期間中及びリース期間中、どのような場面で、どのような市内事業者と連携について、示すこと。
12	独自提案	本事業にあたって独自のアイデアがある場合は、内容等について示すこと。

(2) 技術提案書等の提出

技術提案書等は、様式第6号「技術提案書の提出について」を添付し、次のとおり、持参又は郵送・宅配により提出すること。

- ① 製本： A4縦のフラットファイルにすべて綴じ、「11. (1)①技術提案書等の構成」の名称及び「13. (1)②提案内容」のNoごとにインデックスを付すこと。なお、A3横の資料は、片袖折にすること。
- ② 提出部数： 正本(フラットファイルの表紙に「正本」と記載する) 1部
副本(フラットファイルの表紙に「副本」と記載する) 10部

- ③ 提出先： 大和市環境共生部環境総務課地球環境係

④ 提出期限： 令和8年6月10日(水)17時まで必着

(3) 技術提案書等に対する質問

技術提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った際には、参加者は速やかに市に回答すること。

(4) プレゼンテーションの実施

各参加者が提出した技術提案書等の内容を評価するにあたり、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

① 日時： 令和8年6月下旬(予定) ※詳細は、参加者に別途連絡する。

② 場所： 大和市役所

③ 時間： 準備5分、説明 20 分、質問 10 分(予定)

※ プレゼンテーションは、市に提出した技術提案書等を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない(スクリーン等に投影して説明する場合を含む)。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えないこととする。

※ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者側で用意する。ただし、プロジェクタとスクリーン、HDMI ケーブルは、市が用意する。

※ プレゼンテーションの出席者は6名以内とする。

※ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音できることとする。

14. 技術提案書等の審査

(1) 技術提案書等の審査方法

提出された技術提案書等は、評価委員会において、厳正かつ公平に審査を行います。なお、評価委員会は非公開とする。

(2) 技術提案書等の評価基準

技術提案書等及びプレゼンテーションを基に、評価を点数化し、審査する。評価委員会委員1人につき100点満点で採点を行うものとし、評価内訳と配点は次のとおりとする。

No	評価事項	配点
1	導入する太陽光発電設備の内容	15
2	見積額(補助金の対象経費と対象外経費)	30
3	補助金額	
4	リース料金(補助金控除前と補助金控除後)	
5	市一般財源 17 年間支出総額	
6	本事業と類似する事業の実績	20
7	実施体制	
8	機器や部材の調達方法	
9	工事スケジュール	
10	保守および故障時等の対応	10
11	市内事業者活用の考え方	15
12	独自提案・プレゼンテーションの充実	10
	計	100

(3) 「最優秀提案者」等の選定

評価委員全員の評点の合計が上位1位となった者を「最優秀提案者」、上位2位となった者を「次点提案者」として選定する。ただし、評点の合計が満点の6割(以下「最低基準点」という。)に満たない場合は、「最優秀提案者」または「次点提案者」として選定しない。

上位1位または2位の者が複数いる場合は、「5. 市一般財源 15 年間支出総額」の評価点数が上位の者を優先して選定する。

(4) 評価結果の通知

市は評価の結果について、7月中旬までに、技術提案評価結果通知書(様式第7号)で参加者に次の内容と併せて通知する。

- ① 通知する参加者の順位と総合点数及び各評価項目の点数
- ② 最優秀提案者の名称と総合点数
- ③ 全参加者の匿名の総合点数及び各評価項目の点数

なお、参加者は評価結果に対して通知の翌日から5開庁日以内に市に説明を求めることができる。ただし、本プロポーザルによって選定した候補者との交渉及び契約手続の執行を妨げるものではない。

(5) 評価結果の疑義について

参加者は評価結果について通知した翌日から5閉庁日以内に市に説明を求めることができる。ただし、本プロポーザルにより選出された候補者との協議及び契約手続の執行を妨げるものではない。

15. 契約締結に向けた協議

(1) 協定の締結

市は最優秀提案者と、契約締結に向けた協議等に関して、協定書を締結する。協定書は、市が用意したものを使用する。なお、協定の締結後から契約確定日まで、協議等にかかる費用は最優秀提案者が負担するものとする。

(2) 仕様等の協議

市は、最優秀提案者の選定をもって最優秀提案者の技術提案書等に記載された全内容を承認するものではない。賃貸借契約の締結に向けて、最優秀提案者と協議を行い、本業務の目的達成のために必要な範囲において、提案の内容に追加、または変更・削除を行い、仕様を確定する。提案の内容を精査するために必要な場合は、現地調査を実施することができる。詳細な日程については、評価結果の通知後に協議を行う。

(3) 契約金額について

賃貸借契約の契約金額は、原則として市に提出した見積書に記載されたリース料(交付金控除後)額を超えないこととする。ただし、交渉時に技術提案書等に記載された項目に追加があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用します。

16. 日程及び提出書類等

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。なお、スケジュールは事務局により変更できるものとし、変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
公募開始	令和8年4月27日(月)	—	—
質問受付	令和8年5月15日(金) 17時まで(必着)	(別紙)質問票	参加希望者→市
質問回答	令和8年5月20日(水) 17時まで	(HPで公開)	市 ⇒参加希望者
参加申込	令和8年5月22日(金) 17時まで(必着)	様式第1-1号ないし様式第1-2号、様式第2号、様式第3号	参加申込者 ⇒市
参加資格結果の通知	令和8年5月29日(金) 17時まで	様式第4号	市 ⇒参加申込者
参加辞退	令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)	様式第5号	参加申込者 ⇒市
技術提案書等の提出	令和8年6月10日(水) 17時まで(必着)	様式第6号 様式第6-1号 技術提案書 見積書	製本して 正本1部 副本10部 参加者⇒市
プレゼンテーション	令和8年6月下旬 予定	—	
評価結果等の通知	令和8年7月中旬 予定	様式第7号	市⇒参加者
最優秀提案者との協定締結	令和8年7月下旬 予定	協定書	最優秀提案者 市
最優秀提案者との仕様等の協議(現地調査等含む)	協定締結後から 令和8年9月中旬 予定	—	最優秀提案者 市
契約締結および 補助金交付申請 補助金交付決定通知	令和8年9月下旬 予定	賃貸借契約書 補助金交付申請書 補助金交付決定通知書	事業者・市 事業者⇒市 市⇒事業者
太陽光発電設備設置 完了(完成検査・完了 検査を含む)	令和9年2月	—	事業者・市
補助金完了実績報告 補助金交付額確定	令和9年3月初旬	補助金完了実績報告書 補助金交付額確定通知	事業者⇒市 市⇒事業者
補助金支払い	令和9年3月下旬		市⇒事業者
リース期間	令和9年4月～ 令和14年3月		

※ 最優秀提案者との交渉が成立した場合は、市は速やかに次点提案者にその旨及び次点提案者との交渉を行わないことを通知する。

※ 本事業においては、通常の工事と同様に、完成検査および完了検査を行う。

17. 情報の公表等について

(1) 情報の公表について

各参加者の名称及び評価結果を公表できるものとする。

(2) 情報公開請求について

選定の過程や評価結果について、大和市情報公開条例に定める行政文書の公開請求があった場合は公開できるものとする。ただし、個人情報及び法人等に関する情報で、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものについては、これらの限りではない。

18. その他

(1) 参加申込者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 提出書類の提出期限を過ぎた場合

※ 持参して提出する場合、当日の公共交通機関のダイヤの乱れにより提出期限を過ぎたものは、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ、遅延証明書の遅延時間範囲内の遅延に限り受け付ける。

※ 郵送・宅配による提出の場合、郵便局又は宅配業者の都合により提出期限を過ぎたものは、受け付けない。

② 本要領に定める事項に違反した場合

③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

④ 本要領に定める方法以外で市職員、評価委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 技術提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし(個人情報及び法人等に関する情報で当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるものを除く)、参加申込者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。

(4) 事業実施者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能ですが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された技術提案書等は返却せず、市の所有物として組織内でコピー・配布を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については、競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

(7) プロポーザルの過程に重大な問題があり、続行又は候補者等を決定することが不相当と認められたときは、市は、その進捗に関わらずプロポーザルを中止することができるものとし、当該中止による参加者の損害については責めを負わないものとする。

19. 問合せ先(事務局)

大和市役所環境共生部環境総務課地球環境係 南日・岩本

電 話: 046-260-5493

F A X: 046-260-6281

e-mail: ems@city.yamato.lg.jp